

# 5 介護保険のサービス

## 介護保険サービスの自己負担

介護保険のサービスを利用した場合、原則としてサービス費用の1割または2割を利用者が負担し、残りの費用は保険から事業者を支払われます。ただし、施設へ入所・通所・宿泊して利用するサービスについては、居住費（滞在費）・食費や日常生活費などが自己負担となります。また、認定された要介護度等に応じて介護保険から給付される利用限度額が設定されています。限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分のサービス費用は全額自己負担となります。

問合せ 介護保険課 給付係 ☎5984-4591 FAX3993-6362

## 要介護1～5の方が利用できるサービス

### ◇居宅介護支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）が本人の心身や生活の状況を調査して、どのようなサービスをどのくらい利用するかなどを決める居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

※居宅介護支援には自己負担がありません。全額を介護保険で負担します。

### ◇居宅サービス

#### 〈自宅で利用するサービス〉

##### ●訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが自宅を訪問して、身体介護（食事、排せつ、入浴等の世話）や生活援助（部屋の掃除や洗濯、食事の準備や調理等）を行います。

##### ●訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などが自宅を訪問して、入浴サービスを行います。

##### ●訪問看護

看護師などが自宅を訪問して、主治医の指示により病状の観察や床ずれの手当などの療養上の世話をを行います。

##### ●訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問して、主治医の指示によりリハビリテーション（機能回復訓練）を行います。

##### ●居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。

#### 〈施設に通ったり、宿泊して利用するサービス〉

##### ●通所介護（デイサービス）

定員19名以上のデイサービスセンターに通い、日帰りで入浴や食事の提供、機能訓練などを受けられます。

##### ●通所リハビリテーション（デイケア）

医療機関や介護老人保健施設に通い、日帰りでリハビリテーションを受けられます。

##### ●短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。

##### ●短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとでの医療・介護・機能訓練を受けられます。

## 〈生活環境を整えるサービス〉

### ●福祉用具貸与

13種類の福祉用具が借りられます。

- |                   |                        |         |
|-------------------|------------------------|---------|
| ①車いす☆             | ②車いす付属品☆               | ③特殊寝台☆  |
| ④特殊寝台付属品☆         | ⑤床ずれ防止用具☆              | ⑥体位変換器☆ |
| ⑦手すり（取り付け工事不要のもの） | ⑧スロープ（取り付け工事不要のもの）     | ⑨歩行器    |
| ⑩歩行補助つえ           | ⑪認知症老人徘徊感知機器☆          |         |
| ⑫移動用リフト（つり具を除く）☆  | ⑬自動排せつ処理装置（交換可能な部品を除く） |         |

※☆の品目については要支援1・2、要介護1の方、⑬については要支援1・2、要介護1～3の方は原則、給付対象外となります。ただし、例外的に借りることができる場合がありますので、ケアマネジャー等にご相談ください。

### ●特定福祉用具購入費の支給

入浴用など貸与になじまない、5種類の福祉用具を対象として購入費用を支給します。（4月～翌年3月の1年間で10万円を上限にその購入費の9割または8割を支給します。）

- |   |                   |
|---|-------------------|
| ①腰掛便座（和洋変換・補高・昇降・ポータブル）                               | ②自動排せつ処理装置の交換可能部品 |
| ③入浴補助用具（入浴用椅子・浴槽用手すり・浴槽内椅子・入浴台・浴室すのこ・浴槽内すのこ・入浴用介助ベルト） | ④簡易浴槽             |
| ⑤移動用リフトのつり具の部分  |                   |

※指定を受けた事業所で購入した場合のみ、介護保険の適用になります。

### ●住宅改修費の支給

住み慣れた自宅で安心して暮らすために、改修費用の9割または8割を支給します。（上限20万円）

- |                                   |                 |
|-----------------------------------|-----------------|
| ①手すりの取り付け                         | ②段差・傾斜の解消       |
| ③滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更 |                 |
| ④扉の撤去または引き戸等への扉の取り替え              | ⑤洋式便器等への便器の取り替え |
| ⑥その他、①～⑤に付帯して必要な工事                |                 |

※工事を始める前に、区の承認を受ける必要があります。

※この他に、65歳以上の要支援・要介護認定を受けた方を対象とした自立支援住宅改修給付設備改修給付（72ページ）があります。

## 〈入居して利用する居宅サービス〉

### ●特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）

指定を受けた有料老人ホームなどに入居して、食事や入浴などの介護や機能訓練などを受けられます。

◇施設サービス※要支援1・2の方は利用できません。

### ●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

※平成27年4月から、要介護3以上の方が対象です。（やむを得ない事情がある場合は、要介護1・2の方でも対象になります。）

常に介護が必要で、居宅での介護が難しい方が入所して、日常生活の介護などを受けられます。

### ●介護老人保健施設（老人保健施設）

病状の安定している方が入所して、家庭への復帰を支援し、医療上のケアやリハビリテーション、日常的な介護を受けられます。

**●介護療養型医療施設（療養病床）**

病状が安定し、長期間の療養が必要な方が入所して、医療・看護・介護・リハビリテーションなどを受けられます。

問 合 せ 介護保険課 給付係 ☎5984-4591 FAX3993-6362

**◇地域密着型サービス**

高齢者の方が住みなれた場所での生活を続けるために、身近な地域ごとに拠点をつくり、支援していくサービスです。

※原則として他区市町村の事業所のサービスは利用できません。

**●定期巡回・随時対応型訪問介護看護**

日中・夜間を通じて、定期巡回および随時対応の訪問介護と訪問看護サービスを提供します。

※要支援1・2の方は利用できません。

**●夜間対応型訪問介護**

夜間において、定期巡回または利用者の要望や通報に応じて、訪問介護サービス等を提供します。

※要支援1・2の方は利用できません。

**●地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）**

定員19名未満のデイサービスセンターに通い、日帰りで食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。

※要支援1・2の方は利用できません。

**●認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）**

認知症の方が日帰りでデイサービスセンターに通い、食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。

**●小規模多機能型居宅介護**

「事業所への通い」を中心として、利用者の状況や希望などに応じ、随時「利用者宅への訪問」や「事業所での泊まり」を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを受けられます。

**●看護小規模多機能型居宅介護**

「小規模多機能型居宅介護（通い・宿泊・訪問）」と「訪問看護」の一体的なサービスを提供します。

※要支援1・2の方は利用できません。

**●認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）**

認知症の方が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護や機能訓練を受けられます。

※要支援1の方は利用できません。

区内介護保険事業所の情報を毎月更新して一覧を作成しています。

下記担当までお問い合わせください。

また、ホームページでも公開しています。

医療と介護の情報サイト <http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/13/> ⇒特集11ページ

問 合 せ 介護保険課 事業者指定係 ☎5984-1461 FAX3993-6362



## コラム

### 地域密着サービスとは

認知症の方をはじめ、高齢者の方が要支援・要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、平成18年4月から創設された介護保険のサービスです。

地域密着型サービスは、区がサービス提供事業者の指定を行い、原則として区民の方のみが利用できます。

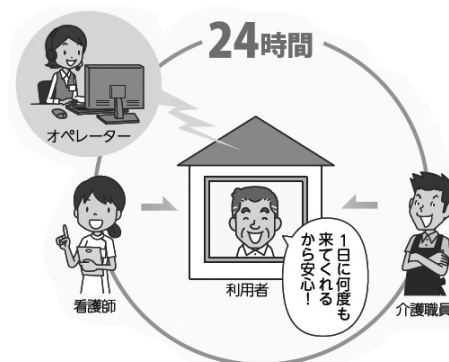
練馬区では、この地域密着型サービスの整備を計画的に進めていきます。

#### ◆24時間対応の訪問サービス

##### ●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

自宅で生活しながら、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで提供するサービスです。

介護職員や看護師などによる定期的な訪問に加えて、緊急時に専用の端末を使ってオペレーターに通報することができ、状況に応じて介護職員などが駆けつけます。食事や排泄などで1日複数回介助が必要な方が利用します。



#### ◆通い・訪問・宿泊を組み合わせたサービス

##### ●小規模多機能型居宅介護 ●看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、事業所への通いを中心に、利用者の状況や希望に応じて宿泊や自宅への訪問を組み合わせ提供するサービスです。

少人数の登録制で、事業所のスタッフと顔なじみの関係が築けますので、環境の変化が苦手な認知症の方なども安心して利用できます。

小規模多機能型居宅介護に「訪問看護」を加えたサービスが、看護小規模多機能型居宅介護です。小規模多機能型居宅介護のサービスと、看護師などによる訪問看護が必要な方が利用できます。



通い



訪問



宿泊

## 要支援1・2の方が利用できるサービス

### ◇介護予防支援

高齢者相談センター・同支所(22～26ページ)の保健師などや委託を受けた居宅介護支援事業者のケアマネジャーに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

※介護予防支援には自己負担がありません。全額を介護保険で負担します。

### ◇介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業

サービスの内容については、介護予防を目的としていますが、おおむね「居宅サービス」と同様ですので、57・58ページを参照してください。なお、介護予防・日常生活支援総合事業の「訪問サービス」と「通所サービス」の内容については、65ページ以降を参照してください。

〈自宅で利用するサービス〉

- 訪問サービス
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導

○は介護予防・日常生活支援総合事業です。

〈施設に通ったり、宿泊して利用するサービス〉

- 通所サービス
- 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)
- 介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)
- 介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

〈生活環境を整えるサービス〉

- 介護予防福祉用具貸与  
※要支援の方は対象とならないものがあります。
- 特定介護予防福祉用具購入費の支給
- 介護予防住宅改修費の支給

〈施設に入所して利用する居宅サービス〉

- 介護予防特定施設入居者生活介護  
(介護付有料老人ホーム等)

### ◇地域密着型介護予防サービス

サービスの内容については、介護予防を目的としていますが、おおむね「地域密着型サービス」と同様ですので、59ページを参照してください。

- 介護予防認知症対応型通所介護(認知症対応型デイサービス)
- 介護予防認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)  
※要支援1の方は利用できません。
- 介護予防小規模多機能型居宅介護

問 合 せ 介護保険課 給付係 ☎5984-4591 FAX 3993-6362

介護予防・日常生活支援総合事業については  
高齢社会対策課 介護予防生活支援サービス係 ☎5984-4596 FAX 5984-1214

地域密着型介護予防サービスについては  
介護保険課 事業者指定係 ☎5984-1461 FAX 3993-6362

## 自己負担の軽減

### ◇居住費（滞在費）・食費の減額

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・介護療養型医療施設および短期入所生活介護（療養介護）を利用した際、下記の対象者に該当する場合には、居住費（滞在費）と食費の自己負担が軽減されます。軽減を受けるには申請が必要です。

利用者負担段階	対象者	食費の負担 限度額 (1日)	居住費（滞在費）の負担限度額（1日）			
			ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型 個室	多床室
第1段階	・生活保護を受給している方等 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が特別区民税非課税の方	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階	世帯全員および世帯分離している配偶者が特別区民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	390円	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階	世帯全員および世帯分離している配偶者が特別区民税非課税で、上記に該当しない方	650円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額となります。

※利用者負担段階第1～3段階に該当する方でも、単身で1,000万円超、夫婦で2,000万円超の預貯金等がある場合、もしくは世帯分離している（住民票上世帯が異なる）配偶者が住民税を課税されている場合には、利用者負担段階は第4段階とし、減額の対象外となります。

※利用者負担段階の判定に、非課税年金（遺族年金、障害年金）が収入として含まれます。

### ◇利用者負担第4段階（特別区民税課税世帯および世帯分離している配偶者が住民税を課税されている場合）の方に対する特例減額措置

利用者負担第4段階の方のうち、高齢夫婦等の2人以上の世帯で、1人が施設に入所し費用を負担したことで、在宅の方の生活費が一定額以下となってしまう場合などに、居住費や食費が減額されることがあります。申請が必要です。

## ◇高額介護（介護予防）サービス費

- ・世帯内で同じ月に利用したサービスにかかる自己負担額が、一定の上限額を超えたときは申請により超えた分が払い戻されます。
- ・対象となる方には、サービス利用月から、おおむね2～3か月後に、区からお知らせをしますの  
で手続きをしてください。
- ・同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。

自己負担の限度額（月額）

区分	限度額（平成29年7月まで）	限度額（平成29年8月から）
医療保険制度における 現役並み所得者相当の方	44,400円 ※	44,400円
特別区民税課税世帯の方	37,200円	44,400円 ★
世帯全員が、特別区民税非課税で	24,600円	24,600円
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護の受給者の方等	15,000円	15,000円

※同一世帯内に65歳以上（第1号被保険者）で課税所得145万円以上の方がいる方。

ただし、単身世帯で収入が383万円未満、2人以上世帯で収入の合計が520万円未満の場合は、申請することにより、「特別区民税課税世帯の方」と同様の世帯限度額になります。

★1割負担の方のみ世帯は、平成29年8月から3年間、年間上限額が44万6,400円となります。

## ◇高額医療・高額介護合算療養費制度

医療保険と介護保険サービスの自己負担の合計が年間の限度額を超えたときは、申請により超えた分があとから支給されます。申請については、加入している医療保険者からお知らせがあります。（自己負担の限度額は世帯で計算し、年齢・所得によって変わります。）

※同じ世帯でも、それぞれが異なる医療保険に加入している家族の場合は合算できません。

区分		70歳未満の方	区分	70歳以上の方 <sup>※2</sup>
			現役並み所得者（課税所得145万円以上の方）	67万円
			一般（特別区民税課税世帯の方）	56万円
			低所得者（特別区民税非課税世帯の方）	31万円
			世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いた時に所得が0円になる方（年金収入のみの場合80万円以下の方）	19万円
※1 基準 総 所得 額	901万円超	212万円		
	600万円超～901万円以下	141万円		
	210万円超～600万円以下	67万円		
	210万円以下	60万円		
	特別区民税非課税世帯	34万円		

※1 基準総所得額＝前年の総所得金額等－基礎控除33万円。

※2 後期高齢者医療制度の対象者も含まれます。

#### ◇生計困難者に対する自己負担額の軽減

一定の条件に該当する方が、軽減を実施している事業者で対象となるサービスを利用した場合には自己負担額（サービス費用の自己負担分、食費、居住費（滞在費））が3/4になります（老齢福祉年金受給者は1/2）。申請が必要です。

#### ◇災害等特別な事情があるときの自己負担の減額・免除

災害などの特別な理由により自己負担の支払が困難になった場合には、負担額が減額・免除されることがあります。申請が必要です。

問 合 せ 介護保険課 給付係 ☎5984-4591 FAX3993-6362

## 介護保険の利用・相談・苦情に関する問合せ

#### ◇介護保険に関する問合せ

- 受け持ちの高齢者相談センター・同支所 ☎22～26ページ
- 介護保険課 ☎3993-1111（代表） FAX3993-6362

#### ◇介護サービスに対する相談・苦情

- 居宅介護支援事業所、サービス提供事業所へ直接
- 受け持ちの高齢者相談センター・同支所 ☎22～26ページ

#### ◇サービスの利用に関する苦情・改善要望

保健福祉サービス苦情調整委員 ☎30ページ

#### ◇契約などの相談

練馬区消費生活センター ☎30ページ

#### ◇認定結果や保険料などに不服があるとき

まずは、介護保険課にご相談ください。 ☎3993-1111（代表）

相談した結果、納得できない場合には、通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に東京都に設置されている「介護保険審査会」に審査請求をすることができます。

#### ◇その他介護サービスや事業者等に関する情報

- 練馬区ホームページ <http://www.city.nerima.tokyo.jp/>
- 医療と介護の情報サイト <http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/13/>  
⇒特集11ページ
- とうきょう福祉ナビゲーション <http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/>
- WAM NET（ワムネット（独立行政法人福祉医療機構）） <http://www.wam.go.jp/>